

各要望事項に係る論点整理について（法律改正に関わる事項）

1. 日本薬剤師会からの要望について

	要 望 内 容	論 点
<p>1 要望書 (資料2) P.1</p>	<p>在宅における薬物療法への適切な関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患家（居宅）において、医師の処方せんに基づき、内服薬等の計数調剤を行うこと ・ 調剤した薬剤を患家（居宅）にて交付する際、残薬状況や患者の状態に応じて、処方医への疑義照会を行った上で、薬剤の計数変更を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「計数調剤」及び「計数変更」とは、どのようなものか。 ○ 在宅医療の必要性が高まる中、薬剤師法第 22 条に基づく厚生労働省令を見直し、一定の範囲内で、処方医への疑義照会を行った上で、薬剤師が居宅において計数調剤（計数変更）を行うことを認めることは考えられるのではないか。 ○ その場合において、どのような範囲で認めることとするか、居宅において計数調剤（計数変更）を行うことが必要となる具体的な状況等も踏まえ、検討すべきではないか。
<p>2 要望書 (資料2) P.1</p>	<p>患者等からの求めがあった場合、処方医への同意を得た上で、調剤した薬剤の使用方法に関する実技指導を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実技指導を行うに当たっては当該行為自体を薬剤師が行うことができることが前提となるが、現行の薬剤師養成課程において患者の身体に触れることは前提とされておらず、認めることとした場合、養成課程の見直しを合わせて行う必要があるのではないか。

		○ なお、提案の内容には診療の補助に当たる行為が含まれており、保助看法との整理についても留意が必要ではないか。
3 要望書 (資料2) P.2	一般用医薬品を含めた医薬品の適正使用に関する医師との連携	○ 一般用医薬品に係る相談応需等について、任意の対応ではなく、薬剤師の義務としなければならない理由はどのようなものか。

2. チーム医療推進協議会からの要望について

	要 望 内 容	論 点
1 要望書 (資料3) P.4	<日本救急救命士協会> 救急救命士が業務を行う場所の制限緩和	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等と連携して、傷病者に対し、救急現場における処置、適切な搬送先医療機関の選定、医療機関への迅速な搬送、搬送途上における処置等傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るといふ救急救命士制度の制度趣旨にかんがみ、その活動として想定される範囲内と考えられるか。 ○ 救急救命士は、医師の指示の指示を受けなければ、救急救命処置を行うことができないが、要件を満たした民間救急車の中で救急救命士が救急救命処置を行うにあたって医師の指示を受ける体制（メディカルコントロール体制）をとることができるか。
2 要望書 (資料3) P.6、7	<日本歯科衛生士会> 歯科衛生士が予防処置を実施する場合の歯科医師の関与の程度の見直し	(法制化に向け検討中)
3 要望書 (資料3) P.6、7	<日本歯科衛生士会> 法の条文中の「女子」の文言の改正	(法制化に向け検討中)

<p>4 要望書 (資料3) P.8</p>	<p><日本診療放射線技師会> 検診車における医師の立会いの見直し</p>	<p>○ 照射装置の性能の向上も踏まえ、検診車におけるX線照射のリスクについて検証した後に検討すべきではないか。</p>
<p>5 要望書 (資料3) P.9</p>	<p><日本診療放射線技師会> 卒後臨床研修制度の確立</p>	<p>○ 団体で実施されている研修制度の実施状況も踏まえ、法律に研修の努力義務を規定することの意義をどのように考えるか。</p>
<p>6 要望書 (資料3) P.10</p>	<p><日本診療放射線技師会> IGRT（画像誘導放射線治療）による放射線治療の際、肛門内のガスを吸入するために行う肛門からのカテーテル挿入</p>	<p>○ 診療放射線技師の業務範囲の拡大の内容としてとりまとめを行った「下部消化管検査に関連する業務」と同様の処置として、当該拡大の一つとして位置づけることが考えられるか。</p>
<p>7 要望書 (資料3) P.11</p>	<p><日本理学療法士協会> 理学療法の対象に「身体に障害のおそれのある者」を追加する</p>	<p>○ 「身体に障害のおそれのある者」に対する理学療法とは、どのような内容を想定しているのか。診療の補助が含まれる内容を想定しているのか。</p>

<p>8</p> <p>要望書 (資料3) P.12</p>	<p><日本臨床衛生検査技師会></p> <p>微生物学的検査等の検体採取の実施</p> <p>ア) インフルエンザ抗原検査における綿棒による鼻腔や咽頭からの粘液採取</p> <p>イ) 微生物学的検査における体表組織(皮膚)の採取</p> <p>ウ) 肛門からのスワブによる便採取</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床検査技師が行う採血行為については、「血液を検体とする検査において特に高い精度と迅速な処理が要求されるため臨床検査技師が採血及び検査を一貫して行う必要がある場合に備えたものであり、採血行為それ自体は臨床検査技師の本来業務ではないこと」とされている。 ○ 要望事項に係る行為について、採血行為に係る上記趣旨と同様の整理を行うことができるものがあるか。 ○ 微生物学的検査の具体的な内容はなにか。また、検体の種類はどのようなものか。
<p>9</p> <p>要望書 (資料3) P.13</p>	<p><日本臨床細胞学会細胞検査士会></p> <p>細胞検査士が細胞診検体を陰性と判定した報告書の作成と提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細胞検査士は国家資格ではないことから制度上の見直しは想定されない。 ○ 一方、患者に報告書を提示することが想定されているとすれば、診断行為に該当する可能性があることから、どのように考えるか。

<p>10</p> <p>要望書 (資料3)</p> <p>P.14</p>	<p><日本臨床心理士会></p> <p>臨床心理職の国家資格化</p>	<p>○ 臨床心理職の国家資格化については、議員立法の検討が進められていると承知。</p>
<p>11</p> <p>要望書 (資料3)</p> <p>P.15</p>	<p><日本臨床心理士会></p> <p>臨床心理士による心理相談の実施</p>	<p>○ 国家資格化の検討の中で、どのような業務内容とするかが検討されていると承知。</p>
<p>12</p> <p>要望書 (資料3)</p> <p>P.16</p>	<p><日本臨床心理士会></p> <p>臨床心理士による心理療法の実施</p>	
<p>13</p> <p>要望書 (資料3)</p> <p>P.17</p>	<p><日本臨床心理士会></p> <p>臨床心理士による心理査定の実施</p>	